



## 滋賀・西河原森ノ内遺跡

にしがわらもり

うち

- 1 所在地 滋賀県野洲郡中主町大字西河原  
 2 調査期間 一九八五年（昭60）四月～一月  
 3 発掘機関 中主町教育委員会  
 4 調査担当者 德網克己・山田謙吾  
 5 遺跡の種類 集落跡

### 6 遺跡の年代 弥生時代前期～室町時代

### 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

西河原森ノ内遺跡は、琵琶湖東岸の湖南平野北部の、鈴鹿山系に源を発する野洲川と日野川に挟まれた沖積低地に立地する遺跡で、

湖岸より内陸へ約3kmほど

入った標高八七m前後の緩

傾斜地の微丘陵に位置する。

遺跡は、弥生時代前期より

室町時代に至る複合遺跡

で、遺跡北部の木簡出土地

点では、平安時代前期、奈

良時代、白鳳時代末の大別

して三時期の遺構が検出で

きた。

調査は、中主町の土地区画整理事業にともない一九八四年より着手し、現在までに総面積一四、二〇〇m<sup>2</sup>を調査している。遺跡の範囲は、調査地が道路用地のため明確にできないが、南北五〇〇m、東西三〇〇m余りと考えられ、今回検出された白鳳時代末から奈良時代前期の掘立柱建物群の範囲は、南北六三m以上、東西四八m以上の広がりをもつと思われる。これらの建物跡は、その配置や構造・出土遺物などから在地の有力者の居宅と考えられる。

木簡は、四点発見されている。(1)の出土したSD二二〇一は、幅約四m、深さ約〇・七mを測り、遺跡の東端を限る溝と思われる。

木簡の共伴遺物は、八世紀前半の土器の他、刀子、鎌、柳箱、堅杵、杓子、盤、鉢、曲物と墨痕のない付札、祭祀具の斎串、舟形、棒状木製品等がある。(2)の出土したSD二二〇五は、幅二m、深さ〇・六mで、この溝が廃絶された後にSB二二〇二が建てられたと考えられる。木簡の共伴遺物は、七世紀後半の土器、フイゴの羽口と木製品（小机、下駄、曲物）がある。(3)は、幅約一m、深さ約〇・五mのSD二二〇八より出土した。(4)は、SD二二〇一の西側、下層遺構上面の包含層より出土した。その他、包含層からの出土遺物には、八世紀代の土器と共に石帶（丸鞘）、円面硯、桃の果核と木製品（琴柱、矛、櫂、馬鞍、下駄）がある。墨書土器には「大」「神」「神主家」「凡記」「児」等の文字を書いた土器が包含層とSD二二〇一よ

り出土している。

8 木簡の釈文・内容

〔1〕  
・「戸主石辺君玉足

（癸卯）  
戶主大友行□□

戸主□□□□□

正一

戸主三宅連唯麻呂

戸主佐多□□

戶主黃文

正年  
丁世

戶主馬道首少廣

戸主郡主寸得足

戸主

鳥

戸主

戸主三  
大友カ

馬連

(2) 棕○○之我○稻者○得故我者反来之故是汝卜部  
〔持往カ〕  
〔馬不カ〕

「自舟人率而可行也。其稻在处者衣知評平留五十戶。且波博士家」

卷之三

六条力八里廿三

(665) x 70 x 6 059

(158)  $\times 19 \times 6.5$  039

520 × 64 × 8 011

410×35×2 011 \*

(1)は短冊形の四隅を切り落とした形状を呈し、表裏に野洲郡内と考えられる戸主名を連記している。「石辺君玉足」は、平城宮南面東門（壬生門）近くの「二条大路北側溝 SD一二五〇より出土した木簡「益珠郡馬道郷石辺玉足」（『平城宮発掘調査出土木簡概報（十四）』『木簡研究』第三号）と同一人物と思われる。また「馬道□□□」については、「馬道」の地名を氏名としている者がいるなど『和名抄』にない馬道郷の存在が明確になったといえる。年代は、平城宮出土の木簡に「郷」とあることから七一五年の郷里制施行以後で、溝の共伴遺物より八世紀前半のものと考えられる。

(2)は、薄く、表面を丁寧に調整し、表裏に墨書している。内容は、我が「ト部」に宛てた指示文書の形式になつており、漢文の中に一部和文を混えた和文体で書かれている。我は、自分の稻は馬が手に入らなかつたので、「ト部」に舟人を率いて稻を取りに行くように指示している。行き先の「衣知評平留五十戸」は、現在の彦根市南西部に位置し、中主町の森ノ内遺跡より北東へ直線距離にして約二〇kmのところにある。「旦波博士」は、ここに居住する五十戸長と考えられる。

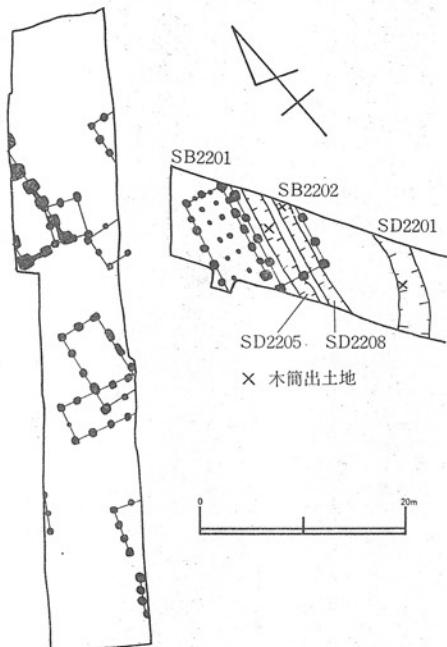
(3)は、上端が欠損しており、下端を尖らせている。表裏に墨書しているが、裏面には署名と思われるものがある。表面には、物品名と数量が書かれており、中段の「小」「児」は男子の年齢による区分であるが、ここでは「女」も含めて数量が示されている。年代は、

層位から判断して(2)と同時期のものと推定できる。

(4)は、上部が両側からの切れ込みをもち先をとがらせたもので、下端を欠いている。本来は、大型の木簡であつたであろうが、加工、転用したものである。积文どおりの条里呼称とすると、本調査地内の推定条里と一致する。

尚、木簡の积文・解説には、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部史料調査室の方々に御教示を得た。記して謝意を表します。

（徳納克己・山田謙吾）



木簡出土地点図